

毎月勤労統計調査特別調査概要

(基幹統計：厚生労働省所管)

1 調査の目的

常用労働者1～4人の事業所における雇用、給与及び労働時間について調査し、毎月実施している常用労働者5人以上の事業所に関する調査を補完することを目的とする。

2 調査対象

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）に属し、かつ、指定された調査区内に所在する事業所で、7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所。

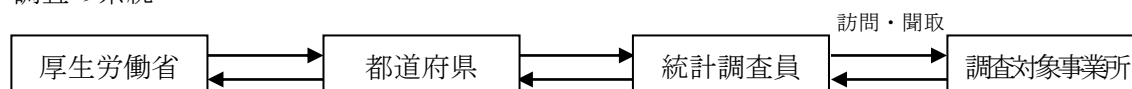
3 調査期日

7月31日現在

4 調査項目

- (1) 事業所名
- (2) 主要な生産品の名称又は事業の内容
- (3) 調査期間
- (4) 企業規模
- (5) 常用労働者数
- (6) 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - ア 氏名及び性
 - イ 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - ウ 年齢及び勤続年数
 - エ 出勤日数及び通常日1日の実労働時間数
 - オ きまって支給する現金給与額
 - カ 特別に支払われた現金給与額

5 調査の系統



6 調査の方法

- (1) 指定調査区内を巡回し、すべての事業所をもれなく発見して、事業所名簿を作成する。
- (2) 事業所名簿に記入した事業所のうち、特別調査対象事業所（常用労働者1～4人）事業主から調査事項を聞き取り、調査票を作成する。

7 調査期間と調査票の提出時期

- (1) 担当地域確認（7月下旬）
- (2) 地区巡回・事業所訪問（8月上旬）
- (3) 調査票作成（8月上～中旬）
- (4) 調査票の整理と県へ提出（8月下旬）
- (5) 調査票の内容照会への対応（9月）